

ICT を活用した情報ネットワークシステムに関する運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は三条市医師会が運営する、ICT を活用した情報ネットワークシステムでの情報共有について、安全かつ円滑な運用を行うとともに、在宅療養者の医療・介護情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めるものとする。

(呼称)

第2条 本ネットワークシステムの呼称は、「三条ひめさゆりネット」(以下「システム」という。)とする。

(システム運営主体及び運用管理者)

第3条 本システムの運営主体は、三条市医師会とする。

2 本システムの運用管理者(以下「運用管理者」という。)は、「三条市地域包括ケア総合推進センター」とする。

(運用管理者の業務)

第4条 運用管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 登録(新規・変更・中止)申請書の受付・受理・決定
- (2) ID・パスワードの発行(変更・中止)手続き及び通知システム使用環境の整備
(Team インストール、必要機材の搬入等)
- (3) システム利用者への操作説明
- (4) データベース管理(システム使用者の入力情報整理・患者情報の入力・情報整理等)
- (5) 不正使用の監視・指導・停止
- (7) 患者又は、利用者に対しての相談対応

(管理責任者)

第5条 システムを使用する機関の長は、その管理責任を負うものとする。また、システムの安全な管理・運用のために各機関に管理責任者を配置しなければならない。

2 システムを使用する機関の長は、配置した管理責任者の氏名・役職を運用管理者に届け出なければならない。

(管理責任者の責務)

第6条 管理責任者は、当該機関内でシステムを使用する職員に対してID及びパスワードを付与しなければならない。

- 2 管理責任者は、ID及びパスワードを管理しなければならない。
- 3 管理責任者は、システムのアクセス開始及び終了の記録保存などを管理しなければならない。
- 4 管理責任者は、当該機関内でシステムが適正に使用されているか監視しなければならない。また、不適正な使用がある場合には、適切に対処しなければならない。
- 5 管理責任者は、機関内で起きた不適正使用などの事象を運用管理者へ報告しなければ

ばならない。

- 6 管理責任者は、機関内の登録情報に変更が生じた場合、速やかに登録情報の変更を運用管理者に報告しなければならない。
- 7 管理責任者は、機関の解散や当該機関内でシステムを使用する職員の退職等により登録を抹消する場合は、遅滞なく運用管理者に報告しなければならない。
- 8 管理責任者は、情報の取り扱いについて監督責任を負い、システム利用停止後も守秘義務を負うものとする。

(使用者)

第7条 使用者とは、本規程を誠実に遵守することに同意した上でシステムを使用する医療、介護、福祉、行政機関の職員であり、システムを操作・閲覧する者をいう。

(使用者の責務)

第8条 使用者がシステムを使用するに際しては、本規程のほか個人情報の保護に関する法律及びこれらに基づくガイドライン等の個人情報保護に関する法令を遵守しなければならない。

- 2 使用者は、システムを通じて入手した医療情報等については、適正な使用に努めるとともに、診療、説明及び閲覧の目的以外に使用してはならない。
- 3 使用者は、付与された ID 及びパスワードを適正に管理しなければならない。
- 4 使用者は、システムに接続する端末に、セキュリティを維持するためウィルス対策ソフトを導入し、常に最新のウィルス定義に更新しなければならない。
- 5 使用者は、システム使用時に発生した事象を管理責任者へ報告しなければならない。

(使用申請)

第9条 システムを使用しようとする機関は、「三条ひめさゆりネット使用申請書」(様式1)により、三条市医師会長あてに使用申請を行うものとする。

- 2 使用申請があったときは、三条市医師会と運用管理者が審査を行い、適正と認める場合に承認を行うものとする。

(使用時間)

第10条 システム使用時間は、通年常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は使用者に対し事前に通知した上で運用を停止するものとし、不定期に保守点検・修理が必要になった場合はこの限りではない。

(使用料等)

第11条 本システムを使用する上で必要となる次に掲げる設備及び修理等に係る費用等については、各使用機関の負担とする。

- (1) パソコン、ノートパソコン、複合プリンター、ネットワーク機器、ウィルス対策ソフト、ネットワーク工事費用、通信回線費用、タブレット端末、モバイルプリンター、クラウド使用料、タブレット用アプリ使用料、タブレット通信費、モバイルプリンターロール紙
- (2) 職員等の不注意や故意による貸与したタブレット端末やモバイルプリンター等の破損や紛失に係る代金。
- (3) 使用料等及び操作機器類に関する支払い方法については、運用管理者が請求

書を発行し、事業所は、当該請求書記載の条件に従い、指定する口座に振り込むものとする。

なお、振込手数料は、事業所の負担とする。

(機能等の変更)

第12条 システムの良好な運用を維持するために必要な場合において、システムに関する機能や使用時間の変更又は停止を行う。

2 前項の規程により変更又は停止するときは、使用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他、運用管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(医療・介護情報の使用と在宅療養者の同意)

第13条 運用管理者が管理対象とする在宅療養者の医療・介護情報（以下「情報」という。）は、システムを介して送受信されるすべての個人情報とする。

2 システムを使用して他事業所と情報を共有する場合には、在宅療養者の同意を得るものとする。

3 当該情報の使用に関し在宅療養者から同意があった機関の使用者に限り、システムで情報を使用できるものとする。

4 前項の機関は、在宅療養者から撤回の届出があるまで使用することを可能とする。

(システムで取得した情報の取扱い)

第14条 システムで取得した情報の取扱いは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 原則として閲覧している使用者及び機関に責任の所在が帰属する。

(2) システムで取得した情報は、自機関における記録の一部であるという認識を持ち、自機関の記録と同様に慎重に取り扱わなければならない。

(利用端末)

第15条 携帯用端末（ノート型パソコン、i Pad等）でシステムを接続する場合には、端末の紛失・盗難に十分配慮するとともに、必ず端末起動時にパスワード認証を設定しなければならない。

(通信内容の削除)

第16条 通信内容について次の各号に該当する場合、運用管理者は内容の削除を行うものとする。

(1) 通信内容に使用者相互の信頼関係を失墜する恐れがあるとき。

(2) 法令等に違反したとき。

(運用規程の変更)

第17条 この運用規程の変更は、在宅医療・介護連携検討部会の意見を聴取し行うものとする。

(その他必要事項)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、三条市医師会において定めるものとする。ただし、緊急その他、運用管理者が特に理由があるときは、この限りでない。

附則

本規約は、平成28年4月1日から施行する。

附則

本規約は、平成29年7月26日から施行する。

附則

本規約は、平成30年11月1日から施行する。

附則

本規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条2項の規定は、平成31年5月1日から施行する。